（民事訴訟規則の準用）

第五十三条　［略］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十六条）

第五十四条　法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条　［略］

（刑事訴訟規則の準用等）

第五十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4　前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則附則第四十八条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事実の取調べの申出・法第二十四条）	（事実の取調べの申出・法第二十四条）
第二十四条　検察官、法第二条第四項に規定する指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。	**第二十四条**　検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。
（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）	（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）
第二十五条　宣誓は、鑑定人が、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができないときは、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。 2　鑑定人の宣誓は、前項の方式によるほか、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式によってもさせることができる。 3　前項の規定により同項の書面を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。	**第二十五条**　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載して、鑑定人が署名押印しなければならない。 2　鑑定人の宣誓は、前項の宣誓書を朗読する方式によるほか、当該宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。 3　前項の規定により宣誓書を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。
（証人尋問等・法第二十四条）	（証人尋問等・法第二十四条）
第二十七条　刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、電磁的記録提供命令、捜索、通訳及び翻訳について準用する。	**第二十七条**　刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

（民事訴訟規則の準用）

第三十八条　［同上］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十九条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第四十条　［同上］

（刑事訴訟規則の準用等）

第四十一条　［同上］